

平成23年3月11日

全国社会福祉協議会 御中

厚生労働省社会・援護局総務課

社会福祉施設における緊急的対応について（依頼）

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の要援護者に対しては、緊急的措置として、

- ① 入所対象者については、福祉施設の定員を超えての受け入れを行うとともに、
- ② それ以外の要援護者については、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供すること

が考えられます。

今回のような災害時において社会福祉法人としてこのような役割を担うことは、地域貢献の一環としてきわめて重要な意義を有することと考えます。

については、宮城県・福島県・茨城県・栃木県・岩手県・群馬県・埼玉県・千葉県内等の社会福祉法人に可能な限りの協力をいただきたく、各法人に対しこの旨を周知くださるようご配慮をお願い申し上げます。

なお、福祉避難所の設置に係る経費として、市町村が認めた以下の経費については、災害救助法に基づき、市町村より費用支弁されることとなります。

- ① 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費
  - ② 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用
  - ③ 消耗品
  - ④ 食品の供与（高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。）に係る経費等
- 参考までに、各社会福祉法人への通知案を添付いたします。